

さがファン出店規約

福博印刷株式会社

2005 年 3 月 3 日 制定

2022 年 10 月 1 日 改定

さがファン出店規約

第 1 条（総則）

本規約は、福博印刷株式会社（以下「甲」という。）がインターネット上で運営するショッピングモール「さがファン」（以下「モール」という。）への出店に関し、甲と出店申込者（以下「乙」という。）との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めるものである。

第 2 条（出店の申込）

- 1.乙は、モールにおいて物品の販売を希望する場合、甲の定める方法により申込を行わなければならない。
- 2.甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し、甲が管理・管理委託するサーバー内の乙の出店用のページ、販売等に必要となる甲の定める Web サイトの枠組みおよびデータベースシステム、ならびにモールおよび出店ページを構成するソフトウェアを、乙が本規約および甲乙間で適用される他の規約、ガイドラインなどの合意事項（以下あわせて「本規約等」という。）に従って使用することを許諾する。
- 3.甲は、前項のホームページの枠組み、データベースシステムおよびソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップすることができる。
- 4.甲が乙の出店を承諾した場合、乙は別途甲が定める各種システムを使用することができる。

第 3 条（届出事項）

- 1.乙は、第 2 条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
 - ア.商号（屋号）、代表者名および住所
 - イ.取扱商品
 - ウ.出店についての責任者（以下「管理責任者」という。）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他甲の定める事項
 - エ.代金の決済方法
 - オ.その他甲が指定する乙の業務に関する事項
- 2.甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
- 3.甲が第 1 項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出メールアドレス」という。）に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなす。

第 4 条（権利の譲渡等）

乙は、モールに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。

第5条（出店ページの開設）

甲は、乙に対し、第2条第1項の申込を承諾した場合、甲が指定する URL に乙の出店ページを開設するとともに、出店ページにアクセスするために必要となる ID およびパスワードを発行する。（ID およびパスワードが発行された日を以下「アカウント発行日」という。）

第6条（コンテンツの表示）

- 1.乙は、出店ページ上に、甲の定める規格に従い、販売する商品についての情報等（以下「コンテンツ」という。）をアカウント発行日から申し合わせた期間内に制作する。
- 2.乙は、前項のコンテンツの制作にあたり、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1)第17条その他本規約等に反する表示をしないこと
 - (2)わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
 - (3)商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法10条および同法施行規則8条により表示を義務づけられた事項について表示すること
 - (4)前号のほか、以下の事項について表示しなければならない
 - ア.出店ページの管理責任者の氏名、電話番号および電子メールアドレス
 - イ.営業時間、定休日など
 - ウ.商品等についての問い合わせおよび苦情は乙宛に行うべきこと
 - エ.その他甲の定める事項
- 3.甲は、第1項の規定に基づき乙の制作したコンテンツにつき審査を行うものとし、そのコンテンツがモールにふさわしいと認めた場合には、当該コンテンツを利用した出店を許可し、その旨を乙に通知するとともに、当該出店ページをモール上に公開する。乙は当該通知を受領したときから、当該出店ページを利用して販売等を行うことができる。ただし、甲が最初の基本出店料の入金を確認出来ない場合はこの限りではない。
- 4.乙は、出店後、第2項その他本規約等により認められる範囲内で、出店ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。乙は、コンテンツについては、常に最新の情報をユーザーに提供するように、定期的に更新を行う。
- 5.甲は、乙の作成したコンテンツがモールにふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更するよう求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

第7条（販売方法）

- 1.乙は、出店ページを閲覧した者から商品等の注文、懸賞への応募・問い合わせ等その他出店ページの利用があった場合には、その者（以下「顧客」という。）との間で、商品等の送付、代金の決済その他販売に必要な手続きを直接行う。乙が代金の決済にクレジットカードを利用する場合には、乙の責任と負担において、クレジットカード会社との間で加盟店契約を締結する。
- 2.乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、販売等に伴う権利・義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示する。
- 3.乙は、販売等を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。
- 4.乙は、顧客との間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコン

テンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また甲がこれらの紛争によって顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、甲がその解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。

- 5.甲は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

第 8 条（管理責任者）

- 1.乙は、本契約に基づく出店および販売等を行うに際して、以下の義務を負う。

- (1)管理責任者および出店ページを利用した販売等に関与する者に対し、モールに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること

- (2)管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること

- 2.乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パスワードの変更手続きをしなければならない。

第 9 条（著作権等）

- 1.出店ページにかかる著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれ著作権を有する。
- 2.乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物を甲および乙が使用することについて許諾を受けなければならない。
- 3.乙は、甲に対し、前 2 項の乙または第三者の著作物について、甲がモールのプロモーションのため、さがファン内または提携サイトからのハイパーリンク等、甲が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾する。

第 10 条（業務委託）

- 1.甲および乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
- 2.前項の場合、甲および乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第 11 条（契約期間）

本契約の有効期間は、アカウント発行日から 6 ヶ月間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1 ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 12 条（基本出店料）

- 1.乙は、甲に対し、基本出店料として¥20,000 (税別)を毎月支払う。

第 13 条（システム利用料）

1.乙は、甲に対し、本契約に基づき乙が利用する甲のシステムの利用料（以下「システム利用料」という。）として、基本出店料と、月間の売上高（以下「基準売上高」という。）によって、以下の表の金額（以下「売上マージン」という。）の合計額を支払う。

【基本出店料】

システム利用料	20,000 円(税別)
---------	--------------

【売上マージン】

50 万円以下の売上	50 万円超～100 万円以下の売上	100 万円超～300 万円以下の売上	300 万円超の売上
システム利用料に含む (0%)	基準売上高の 4.0%	基準売上高の 3.5%	基準売上高の 3.0%

※金額は税別

- 2.基準売上高は、乙がシステムに商品情報として登録した商品等の代金を基準として計算され、消費税は含むが送料は含まない。ただし、乙が送料を商品等の代金に含めてシステムに商品情報として登録していた場合は、この限りではない。
- 3.基準売上高は、購入日を基準日として、当月 1 日から当月末日までの期間について計算される。
- 4.基準売上高は、計算対象となる月の翌月末日（以下「締め日」という。）に確定する。乙は、締め日までの間、売上の変更または取消を甲の定める方法によりシステムに登録することができ、乙がこの登録をしたときは、当該変更または取消は基準売上高に反映される。乙は、締め日の翌日以降は、基準売上高を変更することができない。
- 5.甲は、乙による前項の変更または取消の内容に疑義がある場合には、乙に対し、必要な説明および資料提供を求めることができる。
- 6.月の途中で本契約が終了した場合、最終月の基準売上高の締め日は契約終了日とし、その後の変更は行わない。
- 7.基準売上高は、システム上の出荷データをもとに、甲が算定するものとする。乙は、毎月末日時点において、甲の定める方法により当該月の基準売上高を確認し、その内容に異議がある場合には、甲に対し、甲の定める期限までに、所定の方法によりこれを通知しなければならない。乙がこの通知をせず甲の定める期限が経過した場合には、基準売上高は、甲算定の数値で確定する。
- 8.甲は、乙に対し、締め日の翌月末日までに、基準売上高により計算された対象月のシステム利用料を請求するものとし、乙は、甲に対し、締め日の翌々月末日までに、甲が定める方法によりこれを支払う。
- 9.乙が出店ページ上でまたは出店ページを端緒とする顧客とのやりとりにおいて、モール外での取引を行うよう誘導し、モール外での取引を行った場合、乙は、甲に対し、当該取引から生じ

る売上高についても、システム利用料を支払わなければならないものとする。

第 14 条（出店料等の支払い）

- 1.基本出店料、システム利用料、その他本契約に関して乙から甲に支払われる金銭（以下「出店料等」という。）の支払について必要となる費用は、乙の負担とする。
- 2.乙は、出店料等の支払いを期限までにしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利 14.6%の遅延損害金を支払うものとする。
- 3.乙が甲に対して支払った出店料等は、途中で本契約が終了した場合、その事由のいかんを問わず返還しないものとする。

第 15 条（顧客情報）

- 1.甲は、顧客の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報（以下「属性情報」という。）およびモールにおける購入履歴その他モールの利用に関する情報（以下「利用情報」といい、属性情報とあわせて「顧客情報」という。）の取り扱いにつき、顧客から以下の承諾を得る。
 - (1)甲および顧客から顧客情報の共有につき許諾を受けた甲の関連会社（以下「甲ら」という。）は、メールマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用することができる。
 - (2)乙は、顧客の属性情報および乙の出店ページにおける利用情報を、モールの出店ページ運営のために必要な範囲で利用することができる。
- 2.甲は、甲が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護およびモールの信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲等について、甲が適当と判断する制限措置を講じることができる。
- 3.乙は顧客情報（甲から開示された情報のほか出店ページの運営に関連して乙が直接取得した情報を含む）を、本規約によって認められかつ第 1 項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシーおよびモール全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、決済業務および配送業務を委託している決済業者および配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、代金決済および商品等の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示することができる。
- 4.乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。
- 5.乙は、顧客情報の漏洩がさがファンの信用を毀損する等、その他さがファン全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲らにおいて生じた一切の損害および費用負担（顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずる。
- 6.甲は、顧客情報についての管理権限を持ち、またその旨を顧客情報登録ページに記載する。

- 7.甲は、顧客より当該顧客情報を削除する旨の連絡を受けた場合、乙の許可を得ることなく当該顧客情報を削除することができる。
- 8.これらの規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとする。

第 16 条（守秘義務）

- 1.甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
- 2.甲は、前項にかかわらず、モールの運営に必要な範囲で、甲の関連会社または守秘契約を締結した提携会社との間で、乙に関する情報を交換することができる。

第 17 条（禁止事項）

- 1.乙は、以下の行為を行ってはならない。
 - (1)法令の定めに従反する行為またはそのおそれのある行為
 - (2)公序良俗に反する行為
 - (3)日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に従反する行為
 - (4)消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - (5)甲、他の出店者または第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (6)第 6 条第 3 項の出店許可の前に出店ページを第三者に公開する行為（出店ページの宣伝広告およびその URL の告知を含む）または出店ページを利用した販売等を行う行為
 - (7)甲と同種または類似の業務を行う行為
 - (8)甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - (9)意図的に当モール以外のサイトでの取引へ誘導する行為
 - (10)モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (11)有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
 - (12)サーバーその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
 - (13)甲が別途禁止行為として定める行為
- 2.乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品等またはモールのイメージに合致しないと甲が判断した商品等を販売することはできない。

第 18 条（パスワードの管理等）

- 1.乙は、第 5 条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲の定める方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。
- 2.乙は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスに際しては、甲の定める方法により、甲より発行された ID およびパスワードを入力しなければならない。
- 3.甲は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスについて、送信された ID およびパスワード

がいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

第 19 条（サービスの一時停止）

乙は、第 2 条第 2 項記載の甲が提供するサービス（以下「サービス」という。）について、以下の事由により乙に事前通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による基本出店料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。

- (1) 甲のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) 甲、顧客、他の出店者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止

第 20 条（出店停止等）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出店の停止、乙が表示したコンテンツの削除・変更、出店停止理由の公表、その他の必要な措置をとることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本条の定めは第 24 条に定める甲による本契約の解除・解約を妨げない。

- (1) 第 23 条第 1 項に定める事由が生じたとき
- (2) 乙の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき
- (3) その他甲が消費者保護の観点等から出店停止等の措置が必要と判断したとき

2. 前項に基づき乙が出店停止等の措置を受けている場合であっても、乙は第 12 条に基づく基本出店料、第 13 条に基づくシステム利用料の支払義務を負うものとする。

第 21 条（免責）

1. 甲は、乙が出店に関して被った損害（サーバーまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出店ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わない。
2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、モールの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができる。
3. 甲は、サーバーに障害が発生した等の理由により、モールにおける乙の店舗運営に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置をとることができる。

第 22 条（乙による解約）

1. 乙は、アカウント発行日から半年を経過するまでは、甲に対し基本出店料半年分から既払いの基本出店料を控除した金額および解約日までのシステム利用料、および付随サービスの利用料（以下あわせて「システム利用料等」という。）を支払った上で甲の定める書面を提出することにより、本契約を解約することができる。

2.乙は、アカウント発行日から半年を経過した後は、解約日の 1 ヶ月前までに甲所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができる。この場合、乙は解約日までの基本出店料を解約日までに、システム利用料等を甲が指定する期日までにそれぞれ支払うものとする。

第 23 条（甲による解除・解約）

1.甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバーから削除することができる。

(1)本規約等に違反したとき

(2)手形または小切手の不渡りが発生したとき

(3)差押え、仮差押え、仮処分、その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき

(4)破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき

(5)前 3 号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき

(6)解散または営業停止状態となったとき

(7)甲による連絡がとれなくなったとき

(8)販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき

(9)販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくないとき
甲が判断したとき

(10)アカウント発行日から 6 ヶ月以内に第 6 条 3 項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可がなされない場合

(11)本項各号いずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合

(12)その他甲が乙との出店契約の継続が困難であると判断した場合

2.甲は、事由のいかんを問わず、1 ヶ月前までに書面で乙に通知することにより本契約を解約することができる。

3.前 2 項により本契約が終了した場合、乙は契約終了日までの基本出店料およびシステム利用料等の未払い分を直ちに支払うものとし、未請求分についても甲からの請求があり次第、直ちに支払うものとする。

4.甲は、第 6 条 3 項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可をするまでは、乙から既に受領した基本出店料を返還することにより、本契約を直ちに解約することができる。

5.第 1 項、第 2 項または前項により本契約が終了した場合でも、甲は乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切の責任を負わない。

第 24 条（準拠法、合意管轄裁判所）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 25 条（規約の変更）

1.甲は、必要と認めたときに、乙へ予告なく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更す

ることができる。

- 2.本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知（甲のサーバー内で、乙がIDおよびパスワードでアクセスできる部分に掲示した場合を含む）した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

第26条（反社会的勢力の排除）

- 1.甲及び乙は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
 - ① 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為害する行為
- 3.甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4.甲及び乙は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

以上